

# 特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 古谷 信也  様		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
あて名 〒530-0003 日本国大阪府大阪市北区堂島二丁目1番27号 古 谷内外特許事務所		発送日 (日.月.年) 10.12.2019	
出願人又は代理人 の書類記号 P0041PCT		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2019/037462	国際出願日 (日.月.年) 25.09.2019	優先日 (日.月.年) 21.11.2018	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. C08J3/12(2006.01)i, C08J5/00(2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) 三洋化成工業株式会社			

<p>1. この見解書は次の内容を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"><li><input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎</li><li><input type="checkbox"/> 第II欄 優先権</li><li><input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成</li><li><input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如</li><li><input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明</li><li><input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献</li><li><input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥</li><li><input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見</li></ul> <p>2. 今後の手続</p> <p>国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。</p> <p>この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。</p> <p>さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。</p>
---

見解書を作成した日 03.12.2019			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		特許庁審査官 (権限のある職員) 赤澤 高之	4F 4049
		電話番号 03-3581-1101	内線 3430

## 第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
  - 出願時の言語による国際出願
  - 出願時の言語から国際調査のための言語である \_\_\_\_\_ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2.  この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。
  - a.  出願時における国際出願の一部を構成する配列表
    - 附属書C/ST.25テキストファイル形式
    - 紙形式又はイメージファイル形式
  - b.  国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
  - c.  国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
    - 附属書C/ST.25テキストファイル形式 (PCT規則13の3.1(a))
    - 紙形式又はイメージファイル形式 (PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)
4.  さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	12, 14-20	有
	請求項	1-11, 13	無
進歩性 (I S)	請求項	14-20	有
	請求項	1-13	無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	1-20	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

(i) 文献

国際調査報告に以下の文献を記載した。

文献1: WO 2010/073658 A1 (サンダイヤポリマー株式会社) 2010. 07. 01, 請求の範囲、[0025]、実施例 & US 2011/0301560 A1, claims, [0045], examples & EP 2377897 A1

文献2: JP 2013-203842 A (サンダイヤポリマー株式会社) 2013. 10. 07, [特許請求の範囲]、[0022]、実施例 (ファミリーなし)

文献3: WO 2016/114245 A1 (SDPグローバル株式会社) 2016. 07. 21, 請求の範囲、[0024]、実施例 & US 2018/0000663 A1, claims, [0028], examples & EP 3245992 A1

文献4: JP 2010-185029 A (サンダイヤポリマー株式会社) 2010. 08. 26, [特許請求の範囲]、[0025]、実施例 (ファミリーなし)

文献5: JP 2018-127508 A (SDPグローバル株式会社) 2018. 08. 16, [特許請求の範囲]、[0033]、実施例 (ファミリーなし)

文献6: JP 2017-206646 A (SDPグローバル株式会社) 2017. 11. 24, [特許請求の範囲]、[0026]、実施例 (ファミリーなし)

(ii) 新規性及び進歩性について

(1) 請求項1-11, 13に係る発明は、文献1-6に記載されているので、新規性、進歩性を有しない。

文献1-6には、水溶性ビニルモノマー及び/又は加水分解性ビニルモノマー並びに架橋剤を必須構成単位とする架橋重合体と長鎖脂肪酸エステル等の疎水性物質を含んでなる吸収性樹脂粒子が記載され、含水ゲルの混合装置又は細断装置として、ミンチ機、衝撃式粉砕機及びロール式粉砕機等の通常の装置が使用できると記載され、実施例には、上記必須構成単位を含む単量体組成物を $90 \pm 2^{\circ}\text{C}$ 又は $80 \pm 2^{\circ}\text{C}$ で重合して含水ゲルを得る工程、該含水ゲルをミンチ機で細断して細断ゲルを得る工程、

(補充欄に続く)

## 補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

## 第 V 欄の続き

該細断ゲルを 150℃又は140℃で乾燥した後に粉碎する工程、粉碎した後に150～710 $\mu$ mの粒度に調整して乾燥体粒子を得る工程、該乾燥体粒子を150℃又は130℃で表面架橋することにより吸収性樹脂粒子を得る工程が記載され、吸収性樹脂粒子は紙おむつ等の吸収性物品に用いることが記載され、文献1-4には、疎水性物質を細断ゲルを得る工程の際に混合することが記載され、文献5, 6には、疎水性物質を表面架橋する工程の際に混合することが記載され、文献1-5には、表に生理食塩水に対する保水量、見かけ密度、重量平均粒子径が記載されている。

ここで、文献1-6に記載の含水ゲルをミンチ機で細断して細断ゲルを得る工程は、本願請求項10に係る「細分する工程」及び「混練細断する工程」に相当する。

また、文献1-6に記載の含水ゲルをミンチ機で細断して細断ゲルを得る工程のゲル温度は、直前の工程である含水ゲルの重合温度からみて、40～120℃の範囲である蓋然性が高い。

そして、文献1-5に記載の吸収性樹脂粒子は、その製造方法（疎水性物質の有無、細断の有無、混練の時のゲル温度、乾燥の加熱温度、粒子径範囲の調整、表面架橋の温度等。）が本願明細書に記載の製造方法と類似していることからみて、本願請求項1-4に係る物性を有する蓋然性が高い。

さらに、文献6に記載の吸収性樹脂粒子は、その製造方法（疎水性物質の有無、細断の有無、混練の時のゲル温度、乾燥の加熱温度、粒子径範囲の調整、表面架橋の温度等。）が本願明細書に記載の製造方法と類似していることからみて、本願請求項1-4, 6-8に係る物性を有する蓋然性が高い。

また、文献1-6に記載の紙おむつ等の吸収性物品は、含まれる吸収性樹脂粒子の製造方法からみて、使用済み品からの水分の脱水処理が容易である蓋然性が高い。

(2) 請求項10-11に係る発明は、文献1-6より進歩性を有しない。

仮に、文献1-6には本願請求項10に係る「混練細断する工程」は記載されているが、さらに、本願請求項10に係る「細分する工程」を行うことは記載されていない点で、本願請求項10-11に係る発明と文献1-6に記載された発明とは相違するとしても、吸収性樹脂粒子の製法において、求められる特性等を考慮して、含水ゲルの細断を、異なる装置で二段階で行うことは当業者が適宜なし得る設計的事項であるため、文献1-6に記載された吸収性樹脂粒子の製法において、含水ゲルの細断を行う際に、含水ゲルをミンチ機で細断する前に衝撃式粉碎机又はロール式粉碎机等で細断することは、当業者が容易になし得ることである。

(3) 請求項12に係る発明は、文献1-6より進歩性を有しない。

吸収性樹脂粒子の製法において、求められる特性等を考慮して、吸収性樹脂粒子を得た後に再度粒度調整することは業者が適宜なし得る設計的事項であるため、文献1-6に記載された吸収性樹脂粒子の製法において、表面架橋をして吸収性樹脂粒子を得た後に再度粒度調整することは、当業者が容易になし得ることである。

(補充欄に続く)

## 補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

## 第 V 欄の続き

(4) 請求項 14-20 に係る発明は、国際調査報告に引用されたいずれの文献にも記載されておらず、これらの請求項に係る構成とすることが当業者にとっても自明な事項とも認められない。

よって、本願請求項 14-20 に係る発明は新規性及び進歩性を有する。